

CFAジャパンリジョンクラブミーティング報告

台東区民会館会議室

2008年3月8日(土) 18:00-20:00

議長： 佐藤弥生
進行： 櫻井順子
書記： 新本洋士

代表者参加クラブおよび委任状提出クラブ： AICAT ACADEMY, ABU SIMBEL CC, ACE CF, AMERICAN SH C JAPAN, AMERIDREAM CC, ANCIENT CAPITAL CC, CAMELOT C KINGDOM, C COMMUNICATION PROCESS, CATS EYE F, ENCHANTED CF, EXOTIC CC JAPAN, FRIENDLY INT, GANBA KOBE CC, HAPPY ISLAND CC, INFINITY CF, JAPAN ACADEMIC C SOCIETY, JAPAN APHRODITE CC, JAPAN CF, JAPAN LIBERTY CC, JAPAN NFCBC, JAPAN SHADED F, LUCKY CC, MT.FUJI NORTHERN CC, MT.FUJI TOKYO CC, NEKOGATARI CC, NISHINIHO CC, NORTHLAND CC, OCICAT TRUST JAPAN, OSAKA PHILO C SOCIETY, C WALLKERS JAPAN, POCAHONTAS CC, PORTLAND CC, REX ORIENTAL CC, ROYAL ALL BREED CC, RUBAN D'OR CF, SMILE CC, SOMALI C FAMILY, SUN PACIFIC CC, TERRESTRIAL CC, TOKYO A&A CC, TOKYO CF, TOKYO FELINE F, VERTU BLANC CC, YOKOHAMA BAY CF, 新規クラブ(オブザーバー) TONKINESE CC, JAPAN DANCING CC

【1】リジョン規約改定について(会計規則の追記)

1) 会議の成立についての確認動議

(1) 参加者(クラブ代表)1名につき、委任状を含め、最大の投票権は2票までとする件(数年前より委任状数の参加者への委任数制限を行っていなかった) <可決>

(2) 「年会費」を徴収することがCFA憲章に違

反している、との指摘が繰り返し行われました。反対者が持参した2編のCFA憲章の翻訳文には「そのようなリジョンの財源のための寄付金は任意の寄付に基づかなければならない」と記述されているため、ジャパンリジョンが年会費を徴収することがCFA憲章に違反するという発言をいただきました。

[リジョン執行部見解] 本件はすでに昨年7月にリジョン規約として解決済みと考えます。

原文：[Contributions to any such regional fund shall be on a voluntary basis] Contributionの訳が問題ですが、この文脈の場合、リジョンの基金に対する貢献=リジョン基金への出資、あるいは分担金(share of expenses)とするのが正当であり、この部分の翻訳は「そのようなリジョンの基金への出資は、自発性を基本としたものでなくてはならない」と訳されるべきです。

昨年7月のクラブミーティングにおいても、リジョン基金は寄付、ドネーションでなくてはならない、という主張をされる方がいらっしゃいましたが、これも誤った主張で、どこにもdonationという言葉はありません。

ただし、「年会費」という言葉ではなく、他に、各クラブの自発的な貢献であることを意味するような文言を盛り込めるのであれば、それに変更することも可能と執行部は考えます。

(3) リジョン年会費を期日までに支払わないクラブにミーティングへの参加権がない件は支払いの有無によりリジョンアクティビティーへの参加を制限するペナルティーにあたるという発言がありました。

[リジョン執行部見解] 本会議は昨年7月に参加クラブの3分の2を超える賛同によって制定されたリジョン規約に従って開催されており、リジョン規約は昨年、各クラブに配布してあります。執行部では、このミーティングへの参加制限を「ペナルティーを与えている」とは考え

ていません。フロアからは自分たちが払った年会費の使い方を、払っていないクラブがとやかく言うことこそおかしいのでは、という意見もありました。もしこの部分が不都合だと考えるクラブがあるなら、リジョン規約にしたがってクラブミーティングにおける3分の2以上の賛成によって、改正を行うことができます。

(4) 改定案が送られてきたのが会議のわずか4日前であり、十分な検討時間がなかったことが指摘されました。

[リジョン執行部見解] このことについては、さまざまなご意見をいただき、4月末までにリジョン規約改定案についての意見、新たな改定案等を、提案理由とともにいただくことになりました。7月のクラブミーティングに向けて資料を早めに配布することといたします。提出方法(提出用メールアドレス、ファックス番号等)につきましては、本報告でお知らせいたします。

2) リジョン規約の改定についての検討

(1) 添付のリジョン規約の下線部分については賛成3分の2以上で可決されました。会計規則については、7月のクラブミーティングにおいて再検討の予定です。可決にいたらなかった会計規則案については、リジョン内規(CFAジャパンリジョン会計処理要領、添付、リジョン役員によって制定)として運用されているものを基にして細部を整え、追記した物です。今回検討できなかった部分については、改めてリジョンより7月のクラブミーティングに向けて提案させていただきます。

【2】ボードミーティング報告等

1) 10月に予定されている6リング×6リングショー(1day6リングショーを2日連続で同じ地域で開催)は認可されました。配布した資料に誤った記述があったことを、関係クラブにお詫び申し上げます。ただし本ショーはリジョン規約第6条によって本来であれば開催することができません。リジョンディレクターが許可したことにより特別に試験的なショーとして開催されるものであることをご理解下さい。

2) ジャパンリジョン前会計担当による横領事

件については、プロテストコミッティーからの勧告(無期限のCFAサービスの停止、およびリジョンに横領額を返済すること)がボードで承認されました。3月10日の期限までに被告はヒアリングを要求することができます(その後、被告よりヒアリング(アピール)要求が行われ、6月のアニュアルのある週末に実施されることとなりました)。刑事告訴についてはクラブミーティングでの報告が相手方に筒抜けになっている事実があるため詳しい説明はできませんが、警察による調査が進んでいます。また、前会計担当が今回の任期より前にリジョン会計を担当していた時期、預金通帳に不自然な入金記録があることが、通帳のコピー資料とともに示されました。本件は今般の横領事件とは直接関係ありませんが、過去にもディレクターの知らない間に、前会計担当がなんらかの不自然な会計操作を行っていた疑義があります。本件については警察に関係書類を提出しています。今般の横領事件とは直接関係ないものの、リジョン基金の横領において、今回の件が初犯でない可能性も考えられます。

3) ソマリキャットファミリーの会員名簿の提出の混乱について。新たに当該クラブのセクレタリーとなった小林さんより経緯の詳しい説明がありました。

4) その他、添付資料の通り、毎年のクラブアクティビティーの報告数が少ないことが報告されました。リジョンのアクティビティーを示すためにも、ぜひ各クラブは報告をお願いします。

リジョン日程等

4月26日(土) リジショナルキャットショー、1day6リング(台東館)

4月30日(水) リジョン規約等への改定案、意見締切(7月のクラブミーティングで議論)ディレクターまでファックスあるいは郵便、E-mailは gidai@cfajapan.org までお送り下さい。クラブ名、内容、提案理由を記述してください。

5月(日程未定) クラッキングスクール、シヨールール、シヨースタANDARD改訂版出版

6月14日(土), その他の議案の締切, ディレクターまでファックスあるいは郵便, E-mailは gidai@cfajapan.org までお送り下さい。クラブ名, 内容, 提案理由を記述してください。
6月26-29日 CFAアニュアルおよびリジョナルディレクター等役員開票
7月1日(火) 新会計年度スタート
7月21日(月・祝) ジャパンリジョナルアワード, CFAジャパンリジョンクラブミーティング(クラブミーティングおよびリジョナルアワードまではリジョン規約に従い, 現執行部が担当します), ただし次期ディレクターおよび会計責任者は, 事業予定と予算案の発表をお願いします。

(2008年3月21日 CFAジャパンリジョン, ディレクター 佐藤弥生)

CFAジャパンリジョン規約

前文: CFAジャパンリジョンはCFAの単独リジョンとして独立以来, リジョン所属クラブによるさまざまな申し合わせ事項を定めながら, 運営を行ってきた。しかしこれらの申し合わせ事項は一部議事録として残されることはあったが, 正式な形で明文化されることはなかった。そこで2007年2月に開催されたCFAエグゼクティブボードミーティングにCFAジャパンリジョンの規約案を提示し, このような規約を制定することが, CFA憲章およびCFAシヨールール等の諸規則に違反しないことが確認された。本規約はCFAジャパンリジョンの運営を滞りなく行うことを目的とするものであり, 異なる考えのグループを排除するためのものではない。CFAジャパンリジョンはリジョン所属クラブすべてに開かれている。本規則がCFAジャパンリジョンにおける健全な愛猫活動の発展に寄与することを望む。(リジョン事務局, 2007年7月)

CFAジャパンリジョン規約

第1条 名称

本団体は米国ニュージャージー州に本部を持つThe Cat Fanciers' Association Inc. の日本リジョン(第8リジョン)であり, 名称をCFA JAPAN

REGION, 日本語ではCFAジャパンリジョンあるいはCFAジャパンと称する。

第2条 代表者

CFAジャパンリジョンの代表者は西暦偶数年にCFA本部が行う投票において選出されるCFAジャパンリジョン担当ディレクター(CFAジャパンリジョナルディレクター)が代表を務める。また, CFAジャパンリジョナルディレクターの住所あるいは連絡先を所在地とする。

第3条 役員

代表者(CFAジャパンリジョナルディレクター)は会計(会計責任者および出納責任者), 会計監査等のリジョン役員を置く。病気, 事故等によってディレクターがその任務を遂行できなくなった場合には, CFA本部による新たなディレクター選出手続きまでの間, ディレクターが指名した代理人がリジョン代表者を勤める。

リジョナルディレクターが交替する際は, 引き継ぎをスムーズに行うこと。

第4条 会計年度

CFAジャパンリジョンの会計年度は7月1日から翌年6月30日までとする。

第5条 ジャパンリジョナルアワードの担当ディレクター

西暦偶数年のリジョナルアワードの開催日においては, 当該年6月末のCFA年次総会において開票指名された新しいディレクターの任期がはじまっている場合であっても, ジャパンリジョナルアワードおよび付随して開催されるCFAジャパンリジョンクラブミーティング等の指揮は前任のディレクターが引き続き行う。

第6条 ショースケジュールの調整

ジャパンリジョン内(日本国内)でCFAキャットショーを開催しようとするクラブは, リジョンショースケジュール担当に申し出て日程の調整を受けなければならない。会場との契約書が, 少なくとも2人のジャッジとのコントラクトをリジョンショースケジュール担当に提出する。シヨールールに定めるトラディショナルデーにあたる場合はこれらの提出は不要で, 日程の申し出のみでよい。この際, リジョンショースケ

ジュール担当にトラディショナルデーであることを申し出ること。他クラブのトラディショナルデーにショースケジュールを入れる場合は文書によって当該クラブから許可を得ること（CFA本部に提出する書類の写しでもよい）。

同一の週末に日本国内で開催できるCFAキャットショーはひとつのみとする。2007年7月以前に許可してきた東日本と西日本での同じ週末におけるふたつのキャットショー開催は認めない。

第2項 ショー日程のキャンセル

リジョンへ申し出たショー日程をキャンセルする場合は当該ショー開催予定日3ヶ月前までにリジョンショースケジュール担当に通知すること。当該ショー開催日の3ヶ月前以降にショー日程をキャンセルした、あるいは通知なく当該ショーを開催しなかった場合には、当該申請ショー日程の週末以降1年間の日程につき、ディレクターは当該クラブのトラディショナルデー以外の日程を許可しない場合がある。ただしショー日程を他クラブに譲り、そのショーが開催された場合にはこの限りではない。

第7条 CFAジャパンリジョン年会費

CFAジャパンリジョン所属のキャットクラブから年間1万円の年会費を徴収する。当該会計年度の8月31日までにリジョン会計担当者へ納入すること。

第2項 年会費支払いクラブに対するサービス（入金日より当該会計年度終了後の8月31日まで）

- 1) ショールールおよびショースタンドの日本語版配布（会計年度内の5月に発行予定）
- 2) リジョン資材の無料貸し出し
- 3) リジョンWebサイトのクラブリンク
- 4) リジョンWebサイトへのショースケジュール詳細の掲載
- 5) リジョナルアワードカタログへのクラブ広告の割引（10,000円→7,000円）
- 6) ボードミーティング日本語要約の配布

第3項 年会費を支払わないクラブに対しては、当該年度の9月1日以降、前項のサービスを停止する。年度途中で支払った場合はその時点から前項のサービスを提供する。

第8条 リジョン機材の利用料金

審査リング照明、ナンバーカード一式、およびトランシーバー等の利用料金は1回のショーにつき5,000円とする。ショー開催日の2週間前までにそれぞれの保管者まで申し出ること。なおリジョン年会費を支払ったクラブには無料で貸し出す。その他の資材はリジョナルディレクターが認めた場合には無料で貸し出すものとする。いずれも送料は利用者持ちとする。

第9条 CFAジャパンリジョナルディレクター通訳等経費の支出

リジョナルディレクターが年3回の定時ボードミーティングに参加する際の通訳にかかる経費（旅費、宿泊費、食事代、謝礼等）をCFAジャパンリジョン会計より支払う。会議が電話回線、インターネット等によるオンライン会議である場合には、会議参加場所（ディレクターの自宅等）への旅費等を支出する。経費の明細をリジョン会計に提出すること。

第10条 リジョンクラブミーティング

リジョナルディレクターはCFAジャパンリジョナルアワード開催時に定期的、あるいはリジョナルディレクターが必要と認めた場合に臨時のリジョンクラブミーティングを招集することができる。会議において議案を提出し、議論、決議に参加できるクラブは定時クラブミーティングにおいて、第7条第1項の期限までに前年度のリジョン年会費を支払ったクラブ、臨時クラブミーティングにおいては開催年度の第7条第1項の期限までにリジョン年会費を支払ったクラブとする。

第7条第1項の期限においてジャパンリジョンに所属するクラブ数の過半数（委任状を含む）の出席をもって会議が成立するものとし、出席者の過半数の賛成をもって決議を行う。

第11条 規約の改定

本規約の改定は前条に定めるリジョンクラブミーティングにおける3分の2以上の賛成を持つて行うことができる。

附則

本規約は2007年7月21日より施行する

本規約は2008年3月8日に一部改定され、
施行された

別表 リジョン資材リスト(カッコは保管場所)
リジョン資材：
リング照明(小泉)
照明スタンド(小泉)
ナンバーカード(小泉)
トランシーバー(佐藤)
ISO規格マイクロチップリーダー(新本)
横断幕(佐藤)

リジョン規約に含まれないCFAジャパンリジ
オン内申し合わせ事項(案)

- 1) ショースタート時の推奨事項：可能な限り、ショースタート前にショーコミッティー、クラークを含むスタッフミーティングを行うことを推奨する。
- 2) ショー主催クラブは、猫の出陳あるいはショー会場設営をクラーク担当者に強要しない。
- 3) ショー会場での募金行為、バザーなどは事前にリジョナルディレクターに申し出ること。必要な場合は寄付者に領収証を発行すること、あるいは募金者と金額リストを作成する(ただし匿名可)。ショー終了後、収入金額と使途をリジョナルディレクターに報告する。
- 4) キャットショー開催クラブは、キャットショー終了後、ショーの結果(すべてのファイナル)およびショーカタログ1部をリジョンショー記録担当に速やかに送らなければならない。
- 5) クラークリエゾンからの要望事項：早く帰るジャッジのファイナルシート、ブリード・ディビジョンシートを早く処理すること。ショーマネージャーはファイナルを可能なかぎり優先させる。

附則 本申し合わせ事項は2007年7月21日より施行する

【参考】リジョン内規(リジョン会計は、現在この内規(要領)に従って運用されています)

CFAジャパンリジョン会計処理要領

==総則==

1. 目的

本要領は Cat Fanciers' Association, Inc. Japan Region (以下 CFA ジャパンリジョンという)における会計処理に関する基本を定めたものであり、収入および支出の状況ならびに健全、正確な財産管理を行うことを目的とする。

2. 適用範囲

本要領はジャパンリジョンの会計業務全般について適用する。

3. 会計年度

ジャパンリジョンの会計年度は毎年7月1日から翌年6月末日までとする。

4. 会計責任者

ジャパンリジョンの会計および財産は、本要領に基づき会計責任者が管理し、ジャパンリジョンの定例クラブミーティング(7月)において決算報告を行う。

5. 出納責任者

金銭の出納、保管については、その責に任じるため、会計責任者の他に
出納責任者を置かなければならない。

6. 帳簿書類の保管年限

会計に関する帳簿、伝票および書類の保管期間は次の通りとする。なお、下記の保管期間は、当該決算に関するクラブミーティングの日から起算する。

- | | |
|------------------|------|
| (1) 収支予算書および決算書類 | 永久 |
| (2) 預金通帳および銀行勘定帳 | 10年間 |
| (3) 会計帳簿および会計伝票 | 10年間 |
| (4) 証憑書類 | 4年間 |

(5) 以上の書類は、ディレクターが交替する際にはあ、新しい会計担当に遅滞なく引き継ぐこと。

==会計==

7. 金銭の出納

金銭の出納は、出納責任者の承認に基づいて行なわなければならない。

8. 金銭の収納

金銭を収納したときは、別に定める様式の領収書を発行しなければならない。

2) 領収書は出納責任者が発行する。ただし、やむをえない場合は、出納責任者以外のものが会計責任者の承認を得て領収書を発行することができる。

3) 事前に領収書を発行する必要のあるときは、会計責任者の承認を得て行なうものとする。

9. 支払手続

出納責任者が金銭を支払う場合には、最終受取人からの請求書、その他取引を証する書類に基づいて支払うものとする。

2) 金銭の支払については、最終受取人の署名のある領収書を受け取らなければならない。ただし、所定の領収書を受け取ることができない場合は、以下に定める支払証明書等をもってこれに代えることができる。

銀行振込等の方法により支払を行なう場合で、最終受取人の発行する請求書を受領している場合は、前項による領収書を受け取らないことができる。

10. 金銭仮払い

ジャパンリジョンスタッフが業務遂行のため仮払いを必要とする場合は、仮払金伝票に所要事項を記入し、会計責任者に認印を得なければならない。また、仮払いを行った場合は事後速やかに精算しなければならない。

==附則==

1. 本要領の改訂は、ジャパンリジョン役員会において過半数の賛成をもって行う。
2. 本要領は2007年10月1日より施行する。
3. 本要領の主要な部分を含む会計規則は、可及的速やかにCFAジャパンリジョン規約に盛り込み、2008年7月開催のクラブミーティングまでに承認を受けること。